

江戸のお裁きに思う

ふとしたきっかけで半七捕物帳（岡本綺堂著）を読み始めたら、元祖捕物帳の江戸時代に於ける隠れたシャアロックホームズの活躍は、仕事で疲れたときの格好の気分転換になった。半七が歩けば犯人がそこで蕎麦を食べているといった展開が多いのだけれど、そんな野暮なことは、粋のいい言葉づかいでどこかにいってしまう。半七は、神田三河町、某ナショナルセンターのすぐそばに住んでいたから、私の職場も徒歩圏内である。半七が事件で歩き回ると、見慣れた風景が江戸時代の浮世絵や歌舞伎の色づかいに染まる感覚に浸れる。この気分が半七の魅力だと思う。

江戸時代と現代では価値観が違う。そのずれが楽しい、はっとさせられる。半七捕物帳は、日清戦争が終わりを告げた頃に、半七老人が江戸の岡っ引きだったころの昔話を若い記者に語るという形になっている。「昔といっても、たった3、40年前ですけれども、それでも世界がまるで違って、今の人には思い付かないようなことが時どきありました」であるので、さらに100年後に読む身には尚更である。

「小子女狐」という一編の冒頭には、「江戸時代には定まった刑法がなかったように考えている人もあるようですが、それは間違いですよ。〈略〉奉行所には一定の目安書というものがあって、全てそれに拠って裁判を下した」のだが、しかし、「なにか毛色のかわった不思議な事件が出来ると、目安書だけでは見当が付かなくなって、どんな捌きをしていいのか、係の役人どもはみんな頭を痛めてしまうんです」「（地方の代官所では）少し手にあまるような事件には自分の意見書を添えて『何々の仕置可申付哉、御伺』といって、江戸の方までわざわざ問い合わせしてくる。それに対して、江戸の奉行所から返事をやるのを『御差図書（おさしずがき）』と云います。（略）それによって初めて代官書の裁判が落着くんです」

地方あるいは一般人では判断つかないようなことについて、中央あるいは専門家に判断を仰ぐ。これは、決して、「今の人には思い付かないようなこと」ではないが、しかし、今はおそらく江戸の人が思い付かないような方向に進んでいる。今年8月には裁判員制度が始まった。裁判官という裁きのプロではなく、むしろ普通の市民に仕置を伺う時代になっている。中央と地方の関係では、地方分権の推進の中で、「毛色のかわった」ものこそ、地域の実情に合わせて、現場で解決すべきという流れになっている。時が経ったからかもしれないが、過去から蓄積した事例や制度にむしろ捉われて、中央や専門家が状況に即した柔軟な発想ができにくくなってしまったからである。

「小子女狐」の最後では、この事件に関する「御指図書」が出るわけだが、この裁きのつけ方はまさに「今の人には思い付かない」どころか、現代ではそもそも裁きの対象にもならない罪がでてくる。しかし、現代の私にも納得できてしまう。私だけでなく、2人の某直木賞作家も「拍手できるよね」「この話の落ちとしては、この裁きは正しいと思っちゃうんですよ」である。無論、ストーリー展開によって、読者が一方に肩入れしがちになるからだが、量刑の判断を起こした行為で捉えるのか、因果関係で考えるのかという問題もあるからだと思う。現代では、起こした行為の軽重でまず考える。しかし、悲劇の原因を作った者にこそ重い刑罰を科すべきという考え方には、人を納得させるところがあった。

以上は、娯楽小説の話ではあるが、人はありえないことでも納得できることがあるし、かつてはありえない考え方が生じることもある。当たり前が当たり前でなくなることはよくあるのだ。そう思うと、今後、三権の中で起こる変化はいかばかりかと思う。

【合欽木】